

[豊橋市(法人用)用]

産業廃棄物収集運搬業・特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書添付書類一覧表（チェックリスト）
令和6年10月1日現在

NO.	添付書類			新規	更新	変更	Check
1	定款（寄附行為）及び登記事項証明書（定款及び寄附行為は原本証明を要する。）			●	●	●	
2	住民票の写し	本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるものに限る。 個人番号（マイナンバー）の記載のないものに限る。 ①役員 ②発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資者（株主又は出資者が法人の場合は、登記事項証明書） ③令第6条の10に規定する使用人 ④法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合は、法定代理人（法定代理人が法人である場合は、登記事項証明書）		●	●	●	
3	事業計画の概要を記載した書類	(様式第六号の二(第1面)) 排出事業場又は運搬先が豊橋市以外の場合は、管轄の許可証の写しが添付されていること。 なお、更新又は変更を手続き中の場合は管轄へ提出した申請書の写しが添付されていること。	(様式第六号の二(第2面)) (様式第六号の二(第3面))	●	●	●	
	積替え・保管に関する書類	①積替え・保管施設の平面図、立面図、構造図、保管計画書及び付近の見取図 ②当該土地の登記事項証明書（申請者が所有権を有しない場合には、賃貸借契約書等の写しを添付。建物に係る場合は建物の登記事項証明書も添付） ③公図の写し（積替え・保管場所の位置を記載）	●	△	△		
		(様式第六号の二(第4面)) 従業員調書	●	●	●		
		(様式第六号の二(第5面))	●	●	●		
4	車両に関する書類	車両の写真又は構造図（様式第六号の二(第6面)） 車検証の写し（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項も添付）（他人の車両を借用する場合は、貸借契約書の写しを添付） 運搬容器を使用する場合は、その写真又は構造図（様式第六号の二(第7面)） 車両保管場一覧表（借地の場合には賃貸借契約書の写しを添付）	●	△	△		
5	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式第六号の二(第8面)）		●	●	●		
6	保管計画書		●	●	●		
7	申請者が法第14条第5項第2号イからヘまでに該当しない者であることを誓約する書面（様式第六号の二(第10面)）（※）		●	●	●		
8	事務所付近の案内図		●	△	△		
9	産業廃棄物の収集運搬に関する講習（特別管理産業廃棄物の場合は特別管理産業廃棄物の収集運搬に関する講習）の修了証の写し（申請時に原本も持参のこと）		●	●	●		
10	直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表		●	●	●		
11	直前3年の法人税の納税証明書〔その1・納税額等証明用〕		●	●	●		
12	直前3年の各事業年度の確定申告書の写し〔別表一（一）及び別表四〕		●	●	●		

13	金融機関の残高証明書、融資証明書等の資金が確保できることを証する書類		△	△	△
14	中小企業診断士の 経営診断書 (今後5年間の事業に係る収支計画書を 含む)	◆積替え・保管を含まない場合 ①営業実績が3年以上ある場合で、次のいずれかに該当するとき ア 自己資本比率が0%以上10%未満、かつ、直前3年間の経常利益の平均値及び直前の経常利益が共にマイナスである。 イ 債務超過、かつ、直前3年間の経常利益の平均値がマイナス、かつ、直前の経常利益がプラスである。 ②営業実績が3年に満たないとき (詳しくは5ページ参照して下さい。)	△	△	△
15	チェックリスト(この用紙のことです)		●	●	●
16	許可証 送付用封筒	◆郵送にて許可証の受取りを希望される場合 あて先を記入した「角2サイズ」の封筒に、530円分の切手を貼付してください。(許可証は簡易書留でのみ送付致します。) 郵便料金の内容：簡易書留・定形外郵便物(100gまで)	△	△	△

(注1) ●・・・必ず添付が必要なもの

△・・・該当する内容がある場合のみ必要なもの

(注2) 申請に必要な部数は2部ですので、申請書及び添付資料の様式はコピーしてお使いください。

(注3) 住民票の写し、納税証明書、登記事項証明書等は、3か月以内に発行されたものであること。

(注4) 添付書類は添付書類一覧表の番号順にそろえて提出してください。

(注5) 欠格要件に該当するおそれがあるとして、審査に必要な書類の提出を求められた場合、精神の機能の障害に関する医師の診断書を提出してください。(※)

[豊橋市(個人用)用]

産業廃棄物収集運搬業・特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書添付書類一覧表（チェックリスト）
令和6年10月1日現在

NO.	添付書類			新規	更新	変更	Check
1	住民票の写し	本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるものに限る。 個人番号（マイナンバー）の記載のないものに限る。 ①申請者 ②令第6条の10に規定する使用人 ③法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合は、法定代理人 (法定代理人が法人である場合は、登記事項証明書)		●	●	●	
2	事業計画の概要を記載した書類	(様式第六号の二 (第1面))		●	●	●	
		排出事業場又は運搬先が豊橋市以外の場合は、管轄の許可証の写しが添付されていること。 なお、更新又は変更を手続き中の場合は管轄へ提出した申請書の写しが添付されていること。		△	△	△	
		(様式第六号の二 (第2面))		●	●	●	
		(様式第六号の二 (第3面))		●	●	●	
		積替え・保管施設の平面図、立面図、構造図、保管計画書及び付近の見取図		●	△	△	
		②当該土地の登記事項証明書（申請者が所有権を有しない場合には、賃貸借契約書等の写しを添付。建物に係る場合は建物の登記事項証明書も添付）		●	△	△	
		③公図の写し（積替え・保管場所の位置を記載）		●	△	△	
		(様式第六号の二 (第4面))		●	●	●	
		従業員調書		●	●	●	
		(様式第六号の二 (第5面))		●	●	●	
3	車両に関する書類	車両の写真又は構造図 (様式第六号の二 (第6面))		●	△	△	
		車検証の写し（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項も添付）（他人の車両を借用する場合は、貸借契約書の写しを添付）		●	△	△	
		運搬容器を使用する場合は、その写真又は構造図 (様式第六号の二 (第7面))		△	△	△	
		車両保管場一覧表（借地の場合には賃貸借契約書の写しを添付）		●	△	△	
4	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 (様式第六号の二 (第8面))			●	●	●	
5	資産に関する調書 (様式第六号の二 (第9面))			●	●	●	
6	保管計画書			●	●	●	
7	申請者が法第14条第5項第2号イからヘまでに該当しない者であることを誓約する書面 (様式第六号の二 (第10面)) (※)			●	●	●	
8	事務所付近の案内図			●	△	△	
9	産業廃棄物の収集運搬に関する講習（特別管理産業廃棄物の場合は特別管理産業廃棄物の収集運搬に関する講習）の修了証の写し（申請時に原本も持参のこと）			●	●	●	
10	直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表			●	●	●	
11	直前3年の所得税の納税証明書〔その1・納税額等証明用〕			●	●	●	
12	直前3年の各事業年度の確定申告書の写し〔別表一（一）及び別表四〕			●	●	●	
13	金融機関の残高証明書、融資証明書等の資金が確保できることを証する書類			△	△	△	

14	中小企業診断士の 経営診断書 (今後5年間の事業に係る収支計画書を含む)	<p>◆積替え・保管を含まない場合</p> <p>①営業実績が3年以上ある場合で、負債が資産より大きく、直前3年において所得税を納付した年がある。</p> <p>②営業実績が3年に満たないとき (詳しくは5ページ参照して下さい。)</p> <p>◆積替え・保管を含む場合</p> <p>①営業実績が3年以上ある場合で、次のいずれかに該当するとき</p> <p>ア 負債が資産以下で、直前3年において所得税を納付していない年がある。</p> <p>イ 負債が資産より大きく、直前3年において所得税を納付した年がある。</p> <p>②営業実績が3年に満たないとき (詳しくは5ページを参照して下さい。)</p>	△	△	△
15	チェックリスト (この用紙のことです)		●	●	●
16	許可証 送付用封筒	<p>◆郵送にて許可証の受取りを希望される場合 あて先を記入した「角2サイズ」の封筒に、530円分の切手を貼付してください。<u>(許可証は簡易書留でのみ送付致します。)</u></p> <p>郵便料金の内容：簡易書留・定形外郵便物（100gまで）</p>	△	△	△

(注1) ●・・・必ず添付が必要なもの

△・・・該当する内容がある場合のみ必要なもの

(注2) 申請に必要な部数は2部ですので、申請書及び添付資料の様式はコピーしてお使いください。

(注3) 住民票の写し、納税証明書、登記事項証明書等は、3か月以内に発行されたものであること。

(注4) 添付書類は添付書類一覧表の番号順にそろえて提出してください。

(注5) 欠格要件に該当するおそれがあるとして、審査に必要な書類の提出を求められた場合、精神の機能の障害に関する医師の診断書を提出してください。（※）